

# 「第3子以降保育料無償化」のお知らせ

多子世帯の経済的負担を軽減し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりに資することを目的として、第3子以降の保育料を無償化します。

本事業では、世帯収入及びきょうだいの年齢の上限はありません。



## 対象児童

保育所等を利用する0～2歳児クラスの第3子以降(\*)のこども

\*保護者と生計を一にし、保護者に監督・保護されるこどものうち、年長者から数えて3人目以降となるこども。

### 【注意】

- カウント方法が変わり影響があるのは第3子以降のみです。第2子扱いになるこどもは、従前どおり国基準に基づくカウントをしたうえで通常の保育料がかかります。
- 本事業の対象は保育料のみです。副食費免除の基準については、従前どおりです。

## 無償化の対象となる保育料

令和7年9月分以降の保育料

## お手続きの方法

原則、申請手続きは不要です。

ただし、生計を一にする第1子・第2子が市外に別居している場合等は、申立て手続きが必要となる場合があります。このような事情により対象となるお心当たりがある場合は、お早めに保育児童課にご相談ください。

### 第1子・第2子が別居している場合の申立て手続き

#### 手続きの流れ

申立書類一式を市へ提出してください。(裏面に記載のとおり。)

審査の結果、保育所等を利用するこどもが第3子以降に該当すると市が判断した場合は、「保育料変更通知書」が届きます。

#### 申立人

第1子・第2子が、就業、就学、療養・入院・入所、離婚等の理由で別居している(別住所である)が、生計費を日常的に負担し、監督・保護している保護者。

➡裏面に続きます

## 提出書類

- ①多子世帯の生計同一に関する申立書
- ②別居のきょうだいの住民票
- ③申立人が養育・扶養していることがわかる資料

## ③資料例

| 別居のきょうだいの状況                 | 提出資料                                                               |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 税法上の扶養に入っている                | 源泉徴収票 など(扶養親族の記載があるもの)                                             |
| 健康保険の扶養に入っている               | 健康保険証の写し、資格証明書の写し                                                  |
| 就業中だが申立人の仕送りに<br>より生活している   | 預金通帳の写し など<br>(継続的な生活費の送金の記録がわかるもの)                                |
| 就学している                      | 学生証の写し、在学証明書                                                       |
| 療養・入院・入所している                | 入院証明書、入所証明書、療養にかかる医療機関の領収書、<br>預金通帳の写し など<br>(継続的な療養費の送金の記録がわかるもの) |
| 離婚等により別居しているが<br>生計費を負担している | 預金通帳の写し など<br>(継続的な生活費の送金の記録がわかるもの)                                |

## 申立てにもとづくきょうだいカウントの適用時期

- ・令和7年9月時点で、生計を一にするきょうだいであつたとみなされるもの
  - ➡令和7年9月分に遡及して適用 ※令和8年3月31日(火)までに申立てを受理した場合に限る。
- ・新たに生計を一にするきょうだいとして申立てされたもの
  - ➡申立て翌月分から適用

## 納付済み保育料の還付手続き

## 【保育所に通っている場合】

無償化対象の保育料で先に納付いただいた分については、市からお返しします。還付手続きのご案内をお送りしますので、お手数ですが還付請求書のご提出をお願いします。

※ただし、滞納されている保育料がある場合は、先に滞納分に充当します。

## 【認定こども園・小規模保育事業所に通っている場合】

無償化対象の保育料で先に園に納付された分については、お手数ですが園から還付を受けてください。お手続きの方法については、各園にご確認ください。

## 見直し・現況確認

■4月・9月の保育料決定時に見直しを行います。また、別居のきょうだいの申立てをしている方は、毎年4月頃に現況確認するため申立書類の提出が必要です。

■世帯状況に変更が生じた場合は、その旨速やかにお申し出ください。お申し出もしくは市の調査により「第3子以降に該当しない」と判明した場合は、保育料変更を行います。

## 問い合わせ・申立先

太宰府市健康福祉部保育児童課保育所係

電話:092-921-2121(内線 317) FAX:092-925-0294